

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 →本工事は令和7年8月11日に本巢市佐原字千度洞地内で発生した土砂流出により、被災した箇所の応急対策工事である。現在出水期であり、今後の降雨による二次災害を防止するため緊急かつ早急に対策が必要であり、一者随意契約とする。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要 —</p> <p>3 見積合わせをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 →本工事は令和7年8月11日に本巢市佐原字千度洞地内で発生した土砂流出により、被災した箇所の応急対策工事である。現在出水期であり、今後の降雨による二次災害を防止するため緊急かつ早急に対策が必要であり、一者随意契約とする。</p> <p>4 特定の者を選定した理由 →岐阜農林事務所は、一般社団法人岐阜土木工業会（以下 地区協会）と「災害時における治山施設の応急復旧等の応援協力に関する協定」を締結しており、同協定に基づき地区協会へ応援協力要請を行ったところ、4者の推薦を受けた。 コリンズ（工事实績情報システム）に「岐阜農林事務所管内」「一般土木工事」「砂防・地滑り」（治山の 카테고리 はない）で竣工登録のある実績を確認したところ、4者の中で受注件数、実績金額いずれも杉山建設(株)が最も多いため。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。